

(保険業法施行規則の一部改正)

保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号から別紙様式第一号の八まで中「五」及び「四 廻)」を削る。

別紙様式第二号の三及び別紙様式第三号の三中「五」を削る。